

学校でけがをして病院を受診する場合

原則として全員が独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入しており、学校の管理下における災害に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金）の申請を行うことができます。

○事務手続きについて

保険診療で1500円以上の場合、利用することができます。

速やかに、担任・部活担当に申し出てください。その際、病院名もお伝えください。

書類をお渡ししますので、医療機関や薬局で記入をしていただき、学校へご提出ください。

受診の際、流山市子ども受給券との併用はできません。ご注意ください。